

## ○奈良市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付要綱

【平成31年3月29日 告示第155号】

(趣旨)

第1条 子どもを安心して育てることができるような体制整備を行うための保育人材確保の一環として、保育士資格取得に要した費用の一部について、予算の範囲内で奈良市保育士試験による資格取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育士等 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の4に規定する保育士又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第15条第1項に規定する保育教諭をいう。
- (2) 保育士試験 児童福祉法第18条の8に規定する試験（平成30年の前期保育士試験以後に実施されたものに限る。）をいう。
- (3) 保育士証 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第6条の32第1項に規定する保育士登録証をいう。ただし、保育士試験合格後から1年以内に交付を受けたものに限る。
- (4) 保育所等 市内に存する次のいずれかに該当する施設（国又は地方公共団体が設置した施設を除く。）をいう。
  - ア 児童福祉法第35条第4項の規定により設置された保育所
  - イ 児童福祉法第56条の8第3項の規定により設置された公私連携型保育所
  - ウ 認定こども園法第17条第1項に規定により認可を受けた幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）
  - エ 認定こども園法第34条第3項の規定により設置された公私連携幼保連携型認定こども園（以下「公私連携幼保連携型認定こども園」という。）
  - オ 認定こども園又は公私連携幼保連携型認定こども園への移行を予定している学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園
  - カ 児童福祉法第34条の15第2項の規定により設置された小規模保育事業のうち、奈良市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年奈良市条例第36号）第29条に規定する小規模保育事業所A型
  - キ 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について（平成17年1月21日雇児発第0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による

- 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設
- (5) 勤務開始日 平成31年4月1日以後において保育士証の交付を受けてから初めて保育士等として保育所等に勤務を開始した日をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 保育士証の交付を受けた日から起算して2年を経過する日までの間において、勤務をした期間が通算して1年以上となる者であること。ただし、当該期間に勤務した日がない月は、含まないものとする。
- (2) 第8条の交付申請時点において保育所等に勤務している者であること。
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2に規定する教育訓練給付金その他補助金と同趣旨の助成等を受けていない者であること。
- (4) 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等でないこと。
- (5) 市区町村民税の滞納がない者であること。

2 市長は、必要に応じ、補助対象者が前項第4号に該当するか否かを奈良警察署長に対して照会を行うものとする。

(対象経費)

第4条 補助金の対象となる費用（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が保育士試験受験講座の受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間又は昼間定時制）に要した費用であって、当該講座を開講している事業者（以下「講座実施事業者」という。）に対して支払った次に掲げる費用並びに当該費用に係る消費税及び地方消費税とする。

- (1) 入学料（講座実施事業者における受講の開始に際し、当該講座実施事業者に納付する入学金又は登録料）
- (2) 受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費を含む。））

2 次に掲げるものについては、補助対象経費としない。

- (1) 保育士試験その他の検定試験の受講料
- (2) 受講に当たって必ず必要な教材以外の補助教材費
- (3) 講座実施事業者が実施する補講費
- (4) 講座実施事業者が定める期間を超えて受講した場合に必要な費用
- (5) 講座実施事業者が実施する各種行事参加に係る費用
- (6) 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用
- (7) 保育士試験受験講座受講のための交通費
- (8) 保育士試験受験講座受講のためのパソコン、タブレット等の器材等
- (9) クレジットカードの利用等クレジット会社を介して支払う契約を行う場合の、クレジ

ット会社に対する分割払手数料（金利）

(10) 第 6 条に規定する支給申請をする時に講座実施事業者に対して未納となっている入  
学料又は受講料

3 補助対象経費の対象となる期間は、保育士試験の筆記試験が行われる日の属する月の  
2 年前の属する月の 1 日までのものとする。

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1, 0 0 0 円未  
満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）とし、1 5 0, 0 0 0 円を限度とする。

（支給申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「支給申請者」という。）は、勤務開始日  
の属する月の翌月の末日までに、受験対策学習費用支給申請書に次に掲げる書類を添え  
て市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該期日までに提出  
できない場合は、この限りでない。

(1) 保育士証の写し

(2) 保育所等に勤務を開始した旨及び日付がわかる書類

(3) 学習費用等内訳書

(4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による支給申請があった場合は、その内容を審査し、支給が適当と  
認めるときは補助対象候補者該当通知書を、支給が不適当と認めるときは補助対象候補  
者非該当通知書を、支給申請者に対し通知する。

（支給申請の変更等）

第 7 条 前条第 2 項の規定による補助対象候補者該当通知書を受けた者（以下「該当者」と  
いう。）は、支給申請を取り下げ、又はその内容を変更しようとする場合は、速やかに市  
長と協議を行い、市長の指示に従わなければならない。

（交付申請等）

第 8 条 補助金の交付を受けようとする該当者（以下「交付申請者」という。）は、勤務  
開始日から通算して 1 年を経過する日（第 3 条第 1 項第 2 号に規定する勤務した日がな  
い月を除く。）の属する月の前月の 1 日から末日（当該前月が 3 月になる場合は、4  
月）までに、規則第 4 条第 1 項に規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添え  
て、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費等内訳書

(2) 保育士試験受験講座の受講に係る領収書等

(3) 税の滞納がない旨を証する書類（市外在住者に限る。）

(4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第 9 条 市長は、規則第 7 条第 1 項に規定する通知を受けた者（以下「交付決定者」とい

う。)が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を変更し、又は取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(実績報告等)

第10条 交付決定者は、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 保育所等による勤務証明書
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 交付決定者は、規則第15条に規定する補助金等確定通知書を受け取ったときは、市が指定する期日までに規則第17条第2項の規定による補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(関係書類の保存等)

第11条 交付決定者は、当該事業に関し、費用の収支その他補助事業に関する書類及び帳簿を備え、これを整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間は、これを保管しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成31年3月29日告示第155号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月22日告示第128号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年3月22日から施行する。ただし、第2条第4号アの次にイを加える改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この告示による改正後の奈良市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付要綱第2条第4号エの規定は、令和2年4月1日から適用する。